

「学校保健法等の一部を改正する法律」要旨

(平成20年6月11日 参議院本会議にて可決・成立)

本法律案の主な内容は次のとおり。

一、学校保健法の一部改正

- 1 法律の題名を「学校保健安全法」に改め、学校保健及び学校安全に係る国等の責務を規定すること。
- 2 文部科学大臣は、学校環境衛生基準を定めるものとし、学校においては、当該基準に照らして適切な環境の維持に努めなければならないものとすること。
- 3 養護教諭その他の職員は、連携して児童生徒等の心身の状況を把握し、必要な指導等を行うものとし、学校で健康相談、保健指導等を行う際には、地域の医療機関等との連携に努めるものとすること。
- 4 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、施設設備の安全点検、児童生徒等への通学を含めた学校生活等の安全に関する指導等について、学校安全計画を策定し、実施しなければならないこととともに、危険等発生時の対処要領を作成し、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合、当該児童生徒等及び関係者の心身の健康の回復のため、必要な支援を行うものとする。また、保護者、地域の警察署、安全確保活動を行う団体、住民等との連携に努めるものとする。

二、学校給食法の一部改正

- 1 学校給食の目標について、食育の推進の観点を踏まえたものに改めること。
- 2 文部科学大臣は、学校給食実施基準及び学校給食衛生管理基準を定めるものとし、義務教育諸学校の設置者は、当該基準に照らして適切な学校給食の実施及び衛生管理に努めるものとする。
- 3 栄養教諭は、児童生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとし、この場合において、校長は、学校給食と関連付けつつ食に関する指導の全体的な計画の作成等の措置を講ずるものとする。

三、この法律は、平成二十一年四月一日から施行すること。

なお、本法律案については、衆議院において、学校保健及び学校安全に係る国及び地方公共団体の責務に財政上の措置及び学校安全の推進に関する計画の策定等を追加すること、学校の適切な環境の維持を学校設置者の責務とすること、学校における地域の医療機関等との連携に努める場面に救急処置を加えること、学校安全に関する学校設置者の責務の範囲を学校施設内に限定しないこと等の修正がなされた。